

# まちなかにぎわい創出専門家派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、まちなか活性化の担い手となる創業者を受け入れる場の体制整備や、まちなかに生じる課題を解決し、まちなかのにぎわい創出や地域の魅力向上を目指す取組を支援するために行う、まちづくりに関わる専門家の派遣事業「まちなかにぎわい創出専門家派遣事業（以下「本派遣事業」という。）」の実施に関し必要な事項を定める。

(本派遣事業の対象)

第2条 本派遣事業を申請できるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商工団体

(2) (1) のほか、以下に掲げる団体等

ア 商店街振興にかかる活動に取り組む団体またはこれに属する個人

イ 一定の地域に係るまちづくり活動に取り組み、かつ、その活動が一定期間継続して行われていると認められる団体またはこれに属する個人

(3) 県内市町村

(4) (1) 及び(2) に掲げる団体の連合体

(専門家派遣の申請等)

第3条 専門家の派遣を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、まちなかにぎわい創出専門家派遣申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）により、申請者が行おうとする事業（以下「実施事業」という。）の内容を県に提出するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項の申請をすることができない。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に掲げる政治団体

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に掲げる宗教法人

(専門家派遣の決定)

第4条 県は、第3条の申請内容を検討し、実施事業がまちなかのにぎわい創出に寄与する内容であるとともに、一過性ではない継続的な効果が見込まれ、この要領の目的に適合すると認めるときは、派遣することが適当として選定した専門家に対して、まちなかにぎわい創出専門家派遣依頼書（第2号様式）により依頼するものとする。

2 第1項による依頼を受諾した専門家は、まちなかにぎわい創出専門家派遣受諾書（第3号様式）を県に提出するものとする。

3 県は、前項により専門家の派遣を決定したときは、申請者に対し、まちなかにぎわい創出専門家派遣決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

4 前項の通知にあわせて、3回を限度として派遣の回数を定めてこれを通知するものとする。ただし、当該派遣案件の特性により県が必要と認める場合はこの限りでない。

(派遣の中断及び取消)

第5条 県は、派遣対象が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該派遣対象に対する専門家の派遣を中断もしくは取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなった、または満たさなくなることが明らかとなるとき
- (3) 前各号のほか、専門家の派遣の目的を達成できない事由があるとき

(完了報告書の提出)

第6条 申請者は、専門家の派遣完了後、速やかにまちなかにぎわい創出専門家派遣にかかる事業完了報告書(第5号様式)を県に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 申請者は、専門家の派遣完了後、20日以内にまちなかにぎわい創出専門家派遣にかかる事業実績報告書(第6号様式)を県に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 県は、専門家に対する謝金及び旅費を負担する。

- 2 前項の謝金は、県が定めた基準により算出する。
- 3 第1項の旅費は、福島県旅費条例(昭和28年条例第24号)に基づき算出する。

(その他必要な事項)

第8条 実施事業の広報資料等には、任意の場所に本派遣事業の名称を掲げることとする。

- 2 専門家が派遣された場合、県ホームページ(商業まちづくり課)内等で実施事業の概要(専門家名は、公表について承諾を得られた場合に限る。)を公表し、県が派遣に関する記録を一定期間保存することについて、あらかじめ了解の上申請するものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、本派遣事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。